

(案)

尼崎市 USB メモリ紛失事案に対する 個人情報の保護に関する法律に基づく行政上の対応について

令和 5 年 2 月 日
個人情報保護委員会

1. はじめに

(1) 事案の概要

尼崎市が、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給事務（以下「本件業務」という。）における保有個人情報の取扱いを BIPROGY 株式会社（以下「ビプロジー社」という。）に委託していたところ、令和 4 年 6 月 21 日、同社の委託先である有限会社リンクドゥ（以下「リンクドゥ社」という。）従業員が、同市全住民約 46 万人の住民基本台帳の情報等個人情報を含む USB メモリ（以下「本件 USB メモリ」という。）を紛失する事案（以下、「本件事案」という。なお、本件 USB メモリは、同月 24 日に発見済みであり、個人データが第三者に漏えいした事実は確認されていない。）が発生した。

(2) 個人情報保護委員会（以下「委員会」という。）の対応

委員会は、ビプロジー社に対し、個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）第 143 条第 1 項の規定に基づく立入検査等の調査を実施し、同調査結果を踏まえ、令和 4 年 9 月 21 日、個人情報保護法第 144 条の規定に基づく指導を行い、改善策の実施状況を報告するよう求めた。

委員会は、同年 11 月 30 日及び令和 5 年 1 月 31 日、ビプロジー社から改善策の実施状況の報告を受け、同報告内容を精査し、その実施状況について確認を行った（下記 2）。

また、委員会は、リンクドゥ社に対しても、その個人情報の取扱いに関する問題点の有無を調査し、同年 2 月●日、個人情報保護法第 144 条の規定に基づく指導を行った（下記 3）。

¹ これまで、本件事案に関する当委員会作成の資料においては、ビプロジー社等が公表してきた業務委託契約に基づく委託関係を基準に表記してきたものであるが、今回の調査において、個人情報保護法第 27 条第 5 項第 1 号における「委託」（個人データの取扱いに関する業務の全部又は一部を委託することに伴って当該個人データが提供されること）関係を整理したことから、同委託関係を明示する表記とした。本資料においては、断りなき限り、この表記で統一する。

(案)

2. ビプロジー社における改善策の実施状況について

ビプロジー社策定の報告内容につき、委員会内で精査をした結果、提出された改善策の実施状況報告に関し、特段の問題は見当たらず、委員会の指導に対する一定の改善が確認できた（別紙1に記載のとおり。）。

委員会としては、今後も、改善策が確実に実施されることなどを、引き続き注視していく。

3. リンクドウ社に対する調査結果及び改善策の実施状況について

リンクドウ社に関して確認した事実関係は、別紙2に記載のとおり。

- (1) リンクドウ社は、ソフトウェア開発業を営む従業者10名未満の個人情報取扱事業者であるが、本件業務において、同社従業者の取り扱っていた個人データは、尼崎市全住民約46万人の住民基本台帳を含む大量かつ機微性の高い内容であったことに鑑みると、その取り扱う個人データの量及び質に応じた安全管理措置（「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）」参照。）を、同社として講ずることが必要である。
- (2) 調査の結果、リンクドウ社において、同社の従業者に個人データを取り扱わせるに当たり、同社の従業者において、委託元の規律を遵守させるために必要な人的安全管理措置が十分に講じられていなかったことを確認した。このことが、本件事案発生を招いた原因と即断できるものではないが、少なくとも、本件事案発生に至る背景として同社に生じていた問題であることから、速やかに改善されるべきである。
- (3) リンクドウ社は、本件事案発覚後、委員会からの調査や問題点の提示を通じて、同社が本件業務において取り扱っていた個人データの重要性と、それを取り扱う個人情報取扱事業者としての責任を再認識し、今後、同社従業者が取引先等から委託されるなどして大量に個人データを取り扱うことになった場合にも、適切な安全管理措置を講ずることができるよう、従業者教育体制を見直すなどの改善策を自律的に講じたものである。この姿勢及び同改善策の内容は、一定の評価に値する。
- (4) 同社に対しては、個人情報取扱事業者として、継続的に法の遵守に対する意識を持ち続け、安全管理措置の十分性を常に確認しながら改善策を実施し続けることが肝要であるので、これを促すべく、委員会は、令和5年2月●日、同社に対し、個人情報保護法第144条に基づく指導を行った。

4. おわりに

本件事案は、個人の不注意による紛失が直接的な原因であって、同種事案発生の危険性は、個人情報を取り扱う全ての場面で生じうるところ、その責

(案)

任が、直接の原因を生じさせた行為者のみに所在する問題でないことは論を俟たない。

委員会としては、指導を実施したビプロジー社及びリンクドゥ社が、個人情報取扱事業者として自らの問題点を改善することに加え、委託元である尼崎市をはじめとした関係者全体が、本件事案を、自らの問題とし、二度と同種事案を起こさないための意識改革及び再発防止策の実施に継続的に取り組むことが必須と考える。

現在、地方公共団体については、各地方公共団体における個人情報保護条例等が適用されているが、令和5年4月1日に改正個人情報保護法が全面施行された後は、尼崎市を含む地方公共団体における個人情報の取扱いについても、個人情報保護法の規律が適用され、当委員会が監視・監督を行うことから、各地方公共団体に対し、本件事案を対岸の火事とせず、本件事案を踏まえた個人情報の適正な取扱いの確保を求めていくこととしたい。

以 上